

別紙 1

田川市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び田川市から求められた場合には、誠実に応じます。
- 2 次の場合には、田川市移住支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満の間に田川市から転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内の間に田川市から転出した場合：半額
- 3 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有するものではありません。